

平成26年第 3 回基山町議会（臨時会）会議録（第 1 日）									
招集年月日		平成26年11月10日							
招集の場所		基 山 町 議 会 議 場							
開閉会日時		開会	平成26年11月10日			9 時 3 0 分	議 長	鳥 飼 勝 美	
及 び 宣 告		閉会	平成26年11月10日			1 1 時 0 4 分	議 長	鳥 飼 勝 美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	
	1 番	神 前 輔 行		出	7 番	後 藤 信 八		出	
	2 番	久保山 義 明		出	8 番	大 山 勝 代		出	
	3 番	牧 藺 綾 子		出	10番	品 川 義 則		出	
	4 番	木 村 照 夫		出	11番	林 博 文		出	
	5 番	河 野 保 久		出	12番	松 石 信 男		出	
	6 番	重 松 一 徳		出	13番	鳥 飼 勝 美		出	
会議録署名議員		11番	林 博 文			12番	松 石 信 男		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 鶴 田 し の ぶ		（係長） 藤 田 和 彦			（書記） 埋 金 晴 代		
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項 に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一			教育学習課長		原 博 文		
	副 町 長	松 田 一 也							
	教 育 長	大 串 和 人							
	総 務 課 長	酒 井 英 良							
	企画政策課長	木 村 司							
	財 政 課 長	城 本 好 昭							
	まちづくり推進課長	天 本 正 弘							
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		議案の撤回について
日程第 4	第46号議案	図書館建築工事請負契約について
日程第 5	第47号議案	図書館建設に伴う外構工事（施設・駐車場）請負契約について
日程第 6	請願第 2 号	町有地普通財産の事業用地の取得に関する請願について 委員会付託

～午前 9 時30分 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより平成26年第 3 回基山町議会臨時会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 1．会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、林博文議員と松石信男議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日 1 日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3 議案の撤回について

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 3．議案の撤回についてを議題とします。

小森町長から、会議規則第19条の規定により、第31号議案 基山町立小中学校のいじめ問題対策に関する条例の制定についての撤回の申し出が出ておりますので、事務局長から朗読させます。鶴田事務局長。

○議会事務局長（鶴田しのぶ君）

基 教 第 1142号

平成26年10月30日

基山町議会議長 鳥飼 勝美 様

基山町長 小 森 純 一

平成26年 9 月定例議会提出議案の撤回について（依頼）

平成26年 9 月 8 日付けで提出し、閉会中継続審議となっております第31号議案「基山町立

小中学校のいじめ問題対策に関する条例の制定について」については、下記理由により撤回
いたしたいのでよろしくお取り計らい願います。

記

(撤回理由)

いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめ防止のための基本的な事項を定める
「基山町いじめ防止基本方針」の策定に着手し、基本方針と整合性を取りながら条例を制定
すべきであると判断したため。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、小森町長の趣旨説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。臨時議会をお願い申し上げましたところ、皆様御出席をいた
だきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、議案の撤回につきまして御説明を申し上げます。

平成26年9月8日に提出いたしました第31号議案 基山町立小中学校のいじめ問題対策に
関する条例の制定については、基山町議会会議規則第19条第1項の規定により、議案の撤回
について議会の承認をお願いするものでございます。

初めに、議案の撤回ということ、こういう事態に至りましたことを深くおわび申し上げま
す。

基山町立小中学校のいじめ問題対策に関する条例の制定につきましては、いじめ防止対策
推進法の規定に基づき、基山町立小学校及び中学校におけるいじめの防止、いじめの早期発
見及びいじめへの対処のため、去る9月8日に提出いたしまして、総務文教常任委員会へ付
託の上、御審議いただいたものでございますが、このたび撤回をお願いするものでございま
す。

撤回の理由といたしましては、佐賀県がいじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、い
じめ防止基本方針を策定しておりましたが、本年9月30日にそれを公表いたしました。本町
においても、基山町いじめ防止基本方針の策定に早急に着手し、基本方針と整合性を図りな
がら、条例を制定すべきであると判断いたしましたので、このたび撤回をお願いするもので
ございます。

このような事態に至ったのは、いじめの重大事態発生時への対処を急ぐ余り、いじめ防止のための基本的な事項を定めないまま条例を提出したことにあると考えます。今後は、基山町の実情に沿った、基山町いじめ防止基本方針の策定に着手するとともに、その方針と整合した条例の制定に向け取り組んでまいりますので、何とぞ御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上、撤回の理由につきまして御説明を申し上げます。何とぞよろしく御承認のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの撤回の申し出に対する質疑を行います。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

撤回について、そのものに反対するわけではございませんけれども、総務文教常任委員会のほうでいろいろ苦勞されて審議された、そういう結果もあるということで、そのものに反対しませんが、この撤回理由について少し質問させていただきます。

まず1点は、当初出した基山町立小中学校のいじめ問題対策に関する条例案が、これから着手するいじめ対策、いじめ防止基本方針と整合をとれと、今後はですね。ということで、それが理由になっておるわけでありますけれども、今回の条例案では、今のままこの条例を出した場合に、どのようなふぐあいが起こると想定されたのかと、基本方針とですね。具体的にこの案のままで将来的に必ず不整合が起こると、その辺のことがどう判断されたのか、1点と、9月30日に発表された県の方針をもとに、町の基本方針は策定していくんですか。その辺のことを、2点お伺いします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

いじめ防止の上位法によりますと、法第14条第1項のいじめ防止のための基本方針を各自治体で定めることが望ましいというふうになっております。現在、県においては同時並行的になされて、条例のほうが先行されたんですけれども、9月に県の基本方針も出ましたことから、基山町もその基本方針に沿った形でつくっていったほうがいいだろうというふうに判断した次第でございます。

直接、条例の内容がその基本方針とどういったそごが出てくるかということにつきまして、これから策定の準備にかかりますので、具体的なことを申し上げることはできませんけれども、いじめの予防とか、防止対策について、その前段のことについても何らかの対策の方針を決めていきたいというふうに考えております。

各小学校、中学校におきましては、当然ながら、文部科学省なり、県の指導によってそういう対策をしている部分がございますので、当然に県の方針等に沿った形で、基山町の実情に合ったような基山町の方針をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

もう一つよくわかりませんが、県が出した方針がありますね、9月30日に。手元に、インターネットで調べましたけれども、これって県が市町村にいじめ対策防止の基本の考え方を出したやつじゃありませんね。県立学校でいじめ問題が起こったときの対処基本方針ですね、これは。でしょう。だから、もし基山町がこのいじめ防止の基本方針をつくるとなれば、基山町として県の方針はある程度参酌はするでしょうけど、ほとんどこれ、参考にならんのではないですか。これは県立学校向けの対処方針で、市町へのいろんな連携とか、言葉は1カ所しか出てこないですよ、10ページぐらいの方針で。だから、こういうのがあるから、出たから、いじめの基本方針を町もつくらにゃいかんということをおっしゃっていますわね、皆さん。そうでしょう。

もともと防止法は国と学校がつくりなさいと。国と学校でしよう、基本方針をつくらにゃいかんのは。地方公共団体はつくったほうが望ましいということだけでしよう。まずは学校が基本方針をつくらにゃいかんのでしよう。そうと違います。だから、私が言いたいのは、こういうことで悠長にと言ったらいかんですけど、これから改めて基本方針を策定して、いつまでかかるかわかりませんが、1つの大きな基本方針となれば、いろんな手続が要るんでしよう。そういうことと、下手したら警察沙汰になりかねない事案でしよう、このいじめ問題は。そういうものが、いわゆるとりあえず対処する条例を後にして基本方針が先やという、そんな問題かなと、いじめ問題は。

一般的に、何か基本方針を立てて、次、図書館みたいに基本方針立てて、基本計画立てて、何かをつくっていくという問題と違って、現場を早う対処せにゃいかんのに、対処方針は基

本方針つくってからですわと、そういう段取りでよろしいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

これまでにつきましては基本方針がなくても当然にそういう事案が発生した場合は、問題解決に向けて対処すべき事項でありますので、これができていないから対処できないということはないと思っております。急を要するような事案につきましては、議会にも相談しながら進めていかなければならないと思いますけれども、こういった形でか、そういった重大事案については基本方針がなくも対処していきたいと思っております。

それから、各学校は基本方針を必ずつくらなければならないということで、現在作業を進めているところですが、やはり基山町もそういった基本方針をつくることによって、各3校ありますけれども、それぞれ小学校は小学校に応じた、中学校は中学校の実情に即した基本方針と町の基本方針と合うような形でつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

私は、今度の条例は何がふぐあいやったんかなと。13条の問題だけじゃないですか。教育委員会の所掌の話の中に、町長の権限の問題がぽこっと出てくると。それだけが何か違和感があって、実際のこの条例を実行するに当たって委員会をつくってという段取りについては何もふぐあいはない話ですよ、これ。だから、例えば、撤回ではなくて訂正して、そういう選択肢もなかったんですかね。そしたら、とりあえず条例は動くじゃないですか。今、重大事態に対してはそれがなくても対処するというのは、それは教育委員会がやるということでしょう。それやったから、いずれにせよ緊急対処できるんだったら、こういう条例もつくらんで、特別対策の委員会も要らんという話と一緒にしょう。そうじゃいかん、いろんな専門家も入れた委員会が要るんだという、それが絶対早く要るんだという発想でしょう、この条例の趣旨は。警察OBの方にも入っていただいたりして、専門家の意見を聞きながら、緊急に対処せにゃいかん、その裏づけの条例が要るんだということなんでしょう。それがなくても緊急時には今までの対処ができるというんだったら、要らんじゃないですか。

私は、もうこれで3回目で言いませんけれども、基本的には、今回撤回というやつが出さ

れたので、それには反対しませんが、少なくとも条例のスピード感を考えた場合には、訂正という選択肢もあったんじゃないかなというふうに思いますし、今後、方針策定とか、それに基づいてまた条例を整合してつくり直すとかいうことになると思うんですが、時間をかけ過ぎて、これは来年の3月ですわとか、そういうふうにならんようにしなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

9月に出しました条例につきましては、地方自治法の規定に基づく諮問機関といいますか、そういうことでちゃんとした形と位置づけた対策委員会をつくるということで条例をつくったわけでございますけれども、このいじめ対策の条例につきましては基山町全体のいじめの総合対策としてなるべく早くつくっていきますので、それに沿って条例も早急に整備したいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

2点ほど伺いたいします。

1つは、このいじめ問題、本当に何回も申し上げましたし、私自身も思っているんですが、つくったから、それは対処はできて、なかなかなくなるというのが実態だと新聞各紙でも報道されているところであります。

そういう意味で、1つは町が今度いじめ防止の基本方針、早急につくりたいということで、それはもちろん当然ですけども、やはり専門家、関係者だけでなく、本当に町民を巻き込んで議論をすると、これは非常に大切だと思うんですよ。このいじめ問題というのは、なかなか根が深く、学校だけの問題でもないと言われているんですね。社会的な背景もあると言われているんですよね。だから、そういう意味で、これをつくるに当たっては、ただ単にパブリックコメントをとればいい、そして二、三件ちょっとあったということでは済まない。だから、つくるに当たってどう考えられているのか。

もう1つは、今、学校で基本方針をつくっていると言われましたけれども、どのようにして議論をしてつくっているのか。いや、保護者、教職員、教育委員会で議論をしていると、

今、どのくらいの段階にあるとか、もうほぼでき上がっているとか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

つくるに当たってのいろんなプロセスでございますが、このことについては、議員がおっしゃいますように、いろんな町民の皆様の意見を聞くとか、そういうこともあると思いますが、この議会の議員さん方の意見も当然町民の皆様の声を反映しているというふうにも考えておりますし、パブリックコメントももちろんそうです。そういうことも踏まえまして、集約したところの町民の皆様の意見を反映させるべくつくっていきたいと思っておりますので、今の松石議員のお考えは十分参酌をしながら幅広い声がどうやったら集められるのかということも考えていきたいということは思っております。

それから、学校はどのようなところまでということですが、学校は、基本的には教職員が中心になって、あるいはPTAの代表の方がおります。そのあたりの方の考えとかを参酌しながらつくっていくものと思っております。もちろん、町の基本方針ときちんと整合性のとれたところで学校もつくっていくというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今、学校のをつくっているということですが、子供たちの声は踏まえた上でとか、子供たちにアンケートとか毎月とおられると思いますけれども、そういう子供たちの声、意見を反映はさせているのかどうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

子供たちの声を聞くために、正式な会議とか、そういうことをやるかどうかは学校の判断でやると思いますが、そうでなくても、日ごろより子供たちの考え方というのは、教職員は幅広く把握しているものと思っております。もちろん、定例のアンケート等にもいろんな子供たちの声は反映してきておりますので、そういうことも参考にしながらつくっていくもの

であろうと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

少し私の意見も言いながら質問したいんですけれども、議案審議の中でも今回のこの条例、学校の内外を問わずにいじめ問題に対処していくんだという面では、私は大変いいなというふうに思っていました。先ほどから議論、この13条の問題も出ましたけれども、例えば、それこそいじめ防止対策推進法、目的には、この「学校の内外」という言葉は出てこないんですけれども、基本理念の中にはやっぱりきちんと学校の内外を問わずにいじめが行われないようにすることを旨としというふうな書き方なんです。そうすると、このいじめ防止対策推進法の中には、学校教育部局だけではだめなんだというふうな方針が最後にうたわれているんですね。例えば、先ほどから出ましたけれども、30条にまず、重大事件が発生した旨を当該地方公共団体の長に報告しなければならないというふうな文言があるんですね。そして、30条の2項にはそれに基づいて附属機関を設けて町長が調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定により、調査の結果について調査を行うことができると。町長がまた調査を行うことができるというのは、この推進法の中にもうたわれているんですね。

基山町が今回つくりましたいじめ問題対策に関する条例、これは必ずしもいじめ防止対策推進法に大きくかけ離れた部分ではないというふうに私は捉えていました。ああ、そういう方向で基山町は今度の条例は作成されているのかなと。先ほど出ました基本方針については、この12条の中で、いじめ防止基本方針というのが国のほうもうたわれておりますけれども、これは基本、地方公共団体はいじめ防止基本方針を参酌し、地域の実情に応じ総合的に効果を推進するために基本方針を定めるよう努めるものとするというふうな中身なんです。

まず、条例をやっぱりつくるべきではないのかと、そしてこの中できちっとこの条例に基づいた基本方針、これは学校がつくるべきというふうな捉え方にもなりましょうし、逆に言えば、自治体、町の中にも基本方針をつくるべきかなと。そのためにも、まず基本となる条例を策定したほうがいいというふうに私は捉えて、そういう提案だったのかなというふうに1つは思っていたんですね。

しかし、今回、撤回するということで基本方針を先につくりたいというと、物すごくこの間タイムロスが出てくるのではないかなと、そこもやっぱり心配しますし、先ほどから出て

いますように、国が何で今回こういうふうに各自治体でも策定しなさいというふうになったのかと、こういう実情、社会情勢を考えると、あんまりのんびりできないと。どうしても今、総務文教常任委員会の中でも議論されておりますけれども、その議論を一定踏まえて、撤回じゃなくて、先ほど後藤議員も言われましたけれども、訂正含めてできないのかなと。そういう中で整合性を改めてまた持つことは十分可能でもあるし、必ずしも基本方針を先につくらなければ条例ができないというふうには思いませんが、この辺はもう一度考える余裕があるのかなというふうには思いますけれども、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

今回、提出いたしました条例については、基山町立小中学校のいじめ防止条例というように、小・中学校だけに限定した、特に法第28条の対策委員会に特定した条例でございましたものですから、やはり表題なり目的なりを見直すということになれば、とりあえず撤回をいたしまして、根本から条例の策定に入ったほうが良いというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございますので、お諮りします。ただいま議題になっております議案の撤回を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、議案の撤回を許可することに決定しました。

日程第4～5 第46号議案～第47号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．第46号議案 図書館建築工事請負契約について、日程第5．第47号議案 図書館建設に伴う外構工事（施設・駐車場）請負契約についてを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、第46号議案と第47号議案の提案理由の説明を申し上げます。

まず、第46号議案 図書館建築工事請負契約についてでございます。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第1号）第2条の規定に基づき、平成26年10月29日指名競争入札に付した図書館建築工事請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第47号議案 図書館建設に伴う外構工事（施設・駐車場）請負契約についてでございます。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第1号）第2条の規定に基づき、平成26年10月29日指名競争入札に付した図書館建設に伴う外構工事（施設・駐車場）請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、第46号議案 図書館建築工事請負契約についての補足説明を行います。

10月29日に指名競争入札を行っております。入札には7社が参加をし、鳥飼建設株式会社が4億4,000万円で落札をいたしました。議案にあります請負代金額は消費税を含めた金額でございます。工期は平成27年12月15日までとなっております。

それでは続きまして、第47号議案 図書館建設に伴う外構工事（施設・駐車場）請負契約についての補足説明を行います。

10月29日に指名競争入札を行っております。入札には7社が参加をし、株式会社坂口組基山支店が6,500万円で落札をいたしております。議案にあります請負代金額には消費税を含めた金額を表示いたしております。工期は平成28年1月20日までとなっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

補足説明が終わりましたので、ここで10時15分まで休憩いたします。

～午前10時2分 休憩～

～午前10時15分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

第46号議案に対する質疑を行います。牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

資料のほうの入札成績表のところの予定価格なんですが、前回、全員協議会資料でいただきました金額ないしその前の4月の概算としていただきました金額よりもかなり——かなりというか、減額をされていますが、これはそのときに設計変更もあり得るという説明でしたけれども、何かその辺で設計変更があったのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

予定金額と設計金額と直接イコールというような形ではございませんので、設計変更等は軽微な分はありましたけれども、この金額と直接のリンクはありません。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それでは、いただきました10月の全協のときにいただきました資料で、入札についての進捗状況で、図書館建築工事は合計として4億8,950万円ということで出ていましたけれども、ここでの予定価格はそれよりも少なくなっていますけど、その辺で私は設計変更が何かされたのかな、するということで考えているということを経月におっしゃったから、それをお尋ねしたんであって、特に何もなくて、じゃ、こういう提出資料の後の予定価格ですから、当然入札で落ちた契約金額を言っているのではないので、何も変更なしに数字はぐっと減って出されたということでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

質問の趣旨はわかりますか。原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

あくまで予定価格といいますのは、設計金額から見越して、その時々的情勢あたりを勘案して設定するものでございますので、設計変更がなければ予定価格の変更がないということではございません。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

じゃ、とりあえず確認をしたかったんですけれども、特に何もなくて、提出した金額より減っても予定価格というのはこういうふうに出されるということでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

予定価格には消費税を含まない金額がございますので、4億幾らかの税が三千何百万円になりますので、契約額は4億7,500万円ほどになるので、そんなに予算との差額はございません。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

まず、今回の入札、不調にならなくて大変よかったというのが私の本当の素直な感想で、無事入札が終わったということではほっとしています。

その中で、1つは今回指名競争入札で行われたと、この第46号議案、第47号議案もそうですけれども、まず、指名競争入札で行った理由について説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

佐賀県では、工事等につきましてはローカル発注という取り組みが進められております。本町につきましても要綱等で特に定めたものは持っておりませんが、基山町においてもローカル発注という、そういう観点も視野に入れながら公正な入札を行うことをいたしております。

今回、そのような考え方のもとに、工期の問題も勘案をしまして、指名競争入札を行って

おります。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私は、ローカル発注という表現、それがいいか悪いかは別として、それに反対するわけではありません。ただ、基山町がこういう、特に大型の公共事業を行う場合に、基山町が今まで過去どういうふうな入札の方法をしてきたのかということでは、例えば、基山小学校の体育館、これは平成19年6月に入札を行いましたけれども、そのときには条件つき一般競争入札を行ったんですね。そのときはどういう条件かという、1つは鳥栖土木事務所管内に本店を有する建設会社、もう1つは、佐賀県建設業者の施工能力等の等級があるんですけども、その建設工事のA級に該当し、総合評価点が1,000点以上というふうな条件があったんですね。その中で、6社がこの体育館の入札には参加をしまして、落札が決まったと。そして、同じく今度は10月には基山小学校の改築工事、建てかえ工事がありまして、これは金額が物すごく大きくて、16億円からの金額でしたから、JV方式を採用したと。

先ほどの小学校は、これは工事費が2億4,220万円でしたので、先ほど言いましたように、条件付きの一般競争入札だったというふうな中身なんですね。では、なぜ今回の場合は指名競争入札をしたのか、条件つき一般競争入札、その中にはきちっと鳥栖土木事務所管内というふうに書いてありますので、問題なかったのではないのかなというふうに1つは思っています。

それから、これは第46号議案と第47号議案、両方にかかわるので、ここで質問しますけれども、入札参加企業が同一の企業と、全く一緒と、7社ということですが、なぜそういうふうに関係企業になったのかというところの2点について質問いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

まず、JVを組まなかった理由から申し上げますと、県のほうでは一応、事業費5億円をJVを組む基準といたしております。基山町はそういう金額的なものを持ちませんけれども、それを参考にしましても5億円を下回っておりますので、JVを組むということはいたしま

せんでした。

それから、条件付きの一般競争入札、指名競争入札をいたしますと、期間がその事務に1カ月以上余計にかかってしまいますので、工期的に苦しいという問題もございました。それと、条件付きの指名競争入札を行うにしましても、それなりの条件をつけてまいりますと、今回指名をしました業者と変わらない業者が残るということでございます。一般公募というか、条件付きの公募をいたしますと、7社全部に応募いただくということも限りませんし、多くて7社、それより少ない場合もございますので、その辺も考慮いたしまして、指名競争入札ということでした。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

指名競争入札にした理由、今言われまして、今回は多分工期が迫っていると、条件つきにしても公募にすれば、一般競争にすれば、必ずこの期間とらなければならないと、いろんな条件があったというのは私も理解します。そういう中で、これは資料で出されておりますように、第46号議案にしても第47号議案にしても、7社の企業は同じ企業でありますし、その中を見れば、基山町内の業者は1社で、あと6社は、支店が1つはありますけれども、本店は鳥栖に置いている企業というふうになります。

先ほど少し言いましたけれども、基山小学校の体育館の入札に呼ばれました6社は、多分ほとんど変わらないと、今回の指名競争入札にした業者とですね。何社かはふえたり減ったりはしていますけれども、基本的に余り変わらないんですね。そうすると、先ほど言いましたように、条件付き一般競争入札にした場合の2つの条件を言いましたけれども、これに該当する企業で、基山町には今回入札に呼んでいます1社を除いてほかにはないというふうな形なんではないでしょうか。いや、実はほかにも企業はあるけれども、今回は指名競争入札では呼ばなかったという形か、これだけ確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

指名の種類——指名というのか、業者の許可の種類にも、下請金額が4,500万円以上、下請ができない企業と、それ以上できる企業の許可があります。今回の事業費を見ていきます

と、4,500万円以上の下請が可能な企業のほうが望ましいということで選定をいたしました。
その結果、町内の企業は1社ということになりました。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。林議員。

○11番（林 博文君）

今回の契約、大変高額な金額が契約されたわけですが、この4億7,520万円の中には太陽光は入っていないというような契約になっておりますが、この太陽光についての設計関係は1ページのA3の図面のほうにも載っておるようではございますけれども、この件についてはどうあて対応されるのか、1,800万円の行方ですね。

それと、この契約については、それぞれ、私も知識がないわけですが、瑕疵担保の問題とか、あるいは保証の内容、瑕疵担保の期間、そういうふうな関係について、わかる範囲内でいいですので、説明をお願いしたいと思います。

あと、太陽光の設置については、今後どのような考えを持っておるのか、そういうことによつて天井の取り付けによります、このA4ですか、A3ですか、1ページの上には太陽光の図面も載っておるようですが、そういうようなところから見ると、鉄骨なんかは大丈夫なのか、今後取り付けないのか、今後検討するのか、その点、3つほど説明をお願いしたい。

○議長（鳥飼勝美君）

答弁は。原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

立面図に表示しておりますスリット状のものは、室外機の空気を逃がす何と申しますか、スリット状の屋根の一部を外気と空気が出入りするような形でしておりますので、これには太陽光のパネルは表示いたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

瑕疵担保と申しますと、契約保証期限もとりましますし、出来高がないと支払をいたしませんので、その辺の心配は特にいたしておりません。（「工事に対する瑕疵担保期間何年、金額に応じて」と呼ぶ者あり）

それは、契約の約款に定めておるとは思いますけれども、ここではちょっと申し上げることができません。

○議長（鳥飼勝美君）

太陽光の今後。副町長。

○副町長（松田一也君）

太陽光につきましては、今、九州電力の考え方というのが非常に重要になってきておりますので、当初の説明どおり、固定買取制度でいくという方針で今、まだ進めているところでございます。それで、今後につきましては、補助金などと同じように、固定買取制度が今後再開された場合という条件付きの公募入札を1カ月以内ぐらいに行いたいというふうに考えております。そして、その後の状況を見て、固定買い取りが再開されれば、そのまま進んでいきますし、再開されない時点、ぎりぎりの期間まで待って再開されないときにはまたその時点で考えていきたいというふうに思っております。

構造的には、太陽光が載せられる構造で今、動いておりますので、その部分は問題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

副町長から今、太陽光の設置については今後また九電等の協議の中で前向きに進めていくということで設置を条件とした取りつけがなされる、今後計画がなされると思いますが、この太陽光も20年間の保証期間の中で、いろんなトラブルなり、またいろんな事故等も起きております。そういうことで、先ほど瑕疵担保の問題も、私はいろんな面で聞くわけですが、やっぱり太陽光というのは、特に図書館の屋上につくるわけですので、今、異常気象とか、そういうふうなことで台風とか竜巻とか起きる可能性もあるし、このパネルが飛んだり、あるいは、そのパネルが飛んで下の通行人に当たって大けがをさせたというようなところも出てくる可能性があったと思いますが、この件についても十分検討していただいて、設置による設備に対する保証、それとか発電量による途中で発電が10年、20年するとコンデンサ関係もずっと取りかえていかなくてはいけない、その費用の問題、それとか、やっぱり保証関係については、今言うように、屋上から台風等で飛んでパネルが通行人に当たって大きなけが

をさせたというような賠償責任の問題、そういうのも十分完了して取りつけていただきたいと思いますと思いますが、その点については十分考慮してありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

御指摘の点につきましては、今もしておりますけど、今後さらに考えていきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

太陽光発電設備について、今、林議員が質問されましたが、私もこれについてお尋ねしたいと思います。

今、答弁にあるように、当初の方針どおり、九電には固定価格で買い入れてくれるようにということで望むけれども、九電が嫌だと、端的言えばですね。そしたら、また考えますよということになってはいけないと私は思うんですけども、この間、九電が買い入れをやめますといえますか、停止しますというふうな発表をして、町民の方にも大きな不安も出てきているし、業者の方、もちろん基山町も自治体もですね、あんた話の違うじゃないのというふうになっています。これはこれで、非常に問題だというふうに私は考えるわけですけども、しかし、今まで太陽光発電設備については、こっちの固定価格でいったほうが、基山町としては10年間で取り戻すことができると、その後10年間については、基山町の自主財源として貢献できるんじゃないかというふうな説明もなされてきました。そうすると、それがなくなってしまうと。もし、九電が買い取りしない場合はですね。そうすると、もう1つ、補助金に切りかえると。町の説明では、いや、補助金よりも買い取りのほうが基山町にとっては非常に有利なんだという説明をされてきた。これが九電の態度変更によって、非常に不利、その辺が非常に納得いかないんですよ。そういうことがあっていいのかというふうに九電の責任も追及したいと私は思うんですけども、その辺の見通し、もし補助金に切りかえた場合、どのくらいの基山町の持ち出しになるのか、買い取りでした場合と補助金に切りかえた場合、どのくらい新たな持ち出しがふえるのか。1,800万円ですよ、今の予定は。その辺、ちょっと説明をお願いしたいと。これからのことですからはっきりしないかもしれないです

けどね。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

まず、今、国のほうでは、今後の固定買取制度の進め方について一つの緊急会議が動いていて、一応12月中には結論を出すということになっていますが、少しおくれて1月ぐらいになるんじゃないかなと、私思っているところでございます。それに基づいて電力会社の今後の方針が決まっていくと思いますので、そのとおりになって、それで小さいもの等について再開ということになれば、ちょうどあの固定買い取りで考えているやつとぴったりタイミングが合うというふうに思っております。

ただ、そうならないケースもありますので、そうならないケースは固定買い取りではなくて自己消費プラス補助金という組み合わせになると思います。それは、前から申していますとおり、1.5倍ぐらいの不利というか、だから、10年で取り戻せるものが多分15年強かかるんじゃないかなというふうに試算ができておりますので、まずは固定買い取りの今後の動向を見きわめた上で、次に自己消費補助金でやるか、補助金の場合は工事とのタイミングの関係もありますので、その辺も見きわめた上で考えていかなければいけないと思っております。そして、これからそういうふうなことを考えていきたいと思っておりますので、また随時議会の皆さんのほうにはその辺の説明をさせていただきたい、報告、進捗状況を説明させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

2点。1つ、本体工事の関係で、今回落札率が97.7%とかいうことで、非常に高い落札結果になったということでもあります。これ、ある意味では予定価格が厳し過ぎたん違うかなと。もともとこの本体工事については、当初予算、これ消費税込みだと思うんですけど、4億6,000万円、それを8月議会で諸経費、それから資材高騰、建設費の値上がりで6%予算修正しとるんですよ、補正を。4億8,950万円に、わざわざ6%増額したと。ただ、この6%がよかったか悪かったかということなんでしょうけど、結果的に4億5,000万円という

予定価格は、ほぼ予算に近いレベルですね、これ。消費税考えたら。そういうことでしょう。そうすると、それに対して98%近い応札という形になったときに、やはり予定価格が非常にシビアやったんかなと。建設単価も、この落札のあれでいくと延べ床面積が八十何平米、当初よりふえているにもかかわらず、平米単価は40万円ということで、消費税込みで。平米単価も大きく下がっていると。工事を——わかりませんけれども、そういう意味で、落札の結果について、実際の施工段階において心配というんですか、無理した設定になっていないかなということについての心配があるんですけど、その辺いかがでしょうか。それが1点と。

もう1点は、これで最終的な事業費総額と、財源内訳はどうなるんですかということをお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

さあ、答弁。原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

総額につきましては、備品とか、まだ後から購入する平成27年度に整備すべきものが相当数ございますので、その分の総額がどういうふうになるかの試算はいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

事業全体についての財源内訳と、今、教育学習課長が答弁いたしましたように、まだ契約をしていないものもありますので御説明できませんけれども、今回入札を行いましたものにつきましては、総額で5億6,400万円ほどになります。その財源内訳は、起債が5億700万円、一般財源、あるいは公共施設整備基金の繰り入れ、どちらかにすると思いますけれども、5,700万円ほどが一般財源というふうになっています。

あと、落札率が高いということに関しましては、確かに予定価格が議員おっしゃるように厳しいとか、低いとかいう考え方もあるかもしれませんが、企業努力していただいた結果だというふうに考えています。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

前、一般質問でさせていただいたこともありますけれども、起債の5億700万円の償還はもう決められたんですか、償還年数は。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

予定しております地域活性化事業債が上限30年で、率が今のところ0.5になっていますので、当面はその方向で考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）

資料の2ページ、工事概要でございますけれども、工事場所の字は宮浦地内と書いてありますね。この建築の用地に何筆でもあるものか、それが1点。それと7番目、電気設備とございますね。多分、空調も受変電設備もあるかと思いますが、この高圧が6.6キロボルトアンペア、この単位はちょっとおかしいんじゃないかと。この受変電設備容量は、電灯変圧器、動力変圧器、どのくらい受変電設備容量はあるものか、それと今後の太陽光の発電の問題ですね。みんな売電専用だけの理論で今いっているんだと。これずっと余剰電力といいますか、基山小学校なんかは、実際消費して余剰した分を九電に売買すると。それが本来の理想の形と思うわけですね。一番最初は売電専用はなかったんですね。自分宅で消費して、その余ったものを九電に売るんだと。その方式も検討すべきじゃないかと、今の段階はですね。同時に設備の予算、金額もあって、支払うんだという、その2点についてお伺いします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

工事場所でございますけれども、宮浦地内ということで、実際には大字宮浦字実松60番地1でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

設計内容があったろう、工事内容。わからんならわからんで。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

電気設備の受変電設備の単位ということでございますけれども、ちょっとこの件に関しましては承知いたしておりませんので、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

売電方式。松田副町長。

○副町長（松田一也君）

自己消費及び余剰電力の場合には、実際に九州電力から電気を買った金額と同じというのが前提になりますので、これは固定買い取りの金額に比べると2分の1以下になります。結果として、そういう試算をすると、固定買い取りに比べるとやっぱりはるかに効率が悪いとか、採算性が少し厳しくなるという、そういうことがございますので、今固定買い取りをメインで考えているところでございます。

先ほど申しましたとおり、電力会社の固定買い取りの関係が今後余り動かない、今の状況が続くということになれば、固定買い取りではなく自己消費プラス補助金——自己消費には余剰の部分ありますけど、恐らく自己消費で全て消費してしまうと思いますので、それは通常の九電から買う電力の金額によりますが、それはかなり安い金額になりますので、先ほど申したような形になりますので、そういう検討で今からやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

電気設備の件、高圧の6.6キロボルトやんね、これね。6,600ボルト。キロボルトアンペアが入れば、これは設備の容量になるんですね。だから、変圧器の容量は何ぼですかと。キロボルトアンペアが入るとるからね、照明の変圧器が何キロボルトアンペア、動力が何キロボルトアンペアなんだということなんですね。それから、総合で最大電力を決めるから、基本料金も大体出せるわけやんね、何ぼかかるとかなと。使用料、電気料金はどのくらいかかるんだということで質問したわけなんですね。あと、電気設備よりか空調設備のほうがうーんと金額がかかるはずなんですよ。そこの辺もないから概要ですけども、空調設備が入ったらんと思って質問したわけなんですけれども、あとやっぱり太陽光発電ですね、これは理想はさっき言った基山小学校タイプですね。金額の単価のいろんな絡みで今問題になってき

ているんですね。売電専用で山の中にどんつけて配電するのが九電はお金かかるんだという問題で、やっぱりこがん公的な施設やったら、小学校タイプの余剰電力を売電するんだと、本来の省エネ、実際使って余った分を九電さんに売るんだという蓄電池設備の方式もありますけれども、高価でできないから、同時に仕事をやって、クリーンなエネルギーをつくるんだという、それは公的な施設の大きなテーマと思うわけですね。幾ら金額が安いから売電専用でいくじゃなくて、本来はこういう公的施設はそういうことをもって一緒に同時発進して太陽光発電をつけるほうがベストと思うんですけど。

以上であります。

○議長（鳥飼勝美君）

見解を求めますか。いいですかね。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。河野議員。

○5番（河野保久君）

基本的なところなんですけれども、図書館建築工事概要のところ、公園面積と建築面積、たしかこれ都市公園なんで、建築面積10%というふうに認識していたんですけど、この建築面積を見ると、10%を若干超えているんですけど、この辺、特に都市公園法との何とかそういうものは問題がないんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これまで、議員おっしゃいますように、都市公園法で定められておりますパーセントは、10%でございますけれども、何といたしますか、もともとは2%でありますけれども、そのほかに10%といたしますか、だから、ほかのいろいろなトイレとかなんかもございますので、それを全体を含めたところで12%までは許容面積というふうに理解をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと1つだけ、提案も含めてお伺いしたいと思いますが、御存じだと思うんですが、国土交通省の中国地方整備局なんですけど、いわゆるインフラツーリズムということで、ダム建設をやるということで、社会資本整備事業に対する国民の理解を深めるということで

建設途中で工事現場を公開する、見学してもらうということで、11月4日に実施をしているということで、インターネット等にも載っているわけですが、この図書館建設、非常に町民の方の関心も呼んでいますし、議論もやってきたということで、もちろん議会は途中で見るわけですが、町民の方に建設現場を公開するということをしたかどうかというふうに提案をしたいと思いますが、どのようにお考えなのか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

建築途中の現場につきましては、安全上の配慮もございますので、逐次、インターネット等で現場写真を写したものを図書館のホームページ上で更新をしながら、公開していきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

確かに安全上のね、しかし、議会には現場を何回も見せるわけですよね。ヘルメットをかぶりながらやるわけですから、議会にはできて町民にはできないということにはならないのかなと。だから、やはり見ていただいて、そして、もちろんインターネットにやっていただくのは大変結構だと思いますが、やっぱり現場を見るのとはちょっと違うと思うんですよね。そういう点でより関心を持っていただくということが私はいいいのではないかと思うので、ぜひ検討をしていただきたい。安全上だけの問題であるとするならば、議会にはするわけですから、その辺どうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

一般の方を現場に案内するとなりますと、一応、工事を中止して公開というような形になりますもんですから、頻繁にはできませんけれども、業者さんと打ち合わせをしながら、できるだけ御期待に応えるようにしたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほどの後藤議員の質問にちょっと言葉が足りない部分がありますので、つけ加えさせていただきます。

30年で0.5といいますのは、30年、全期間が固定ということではございませんで、途中で利率の見直しがあるものでございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第46号議案に対する質疑を終結します。

次に、第46号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

第46号議案を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第46号議案 図書館建築工事請負契約については可決されました。

次に、第47号議案に対する質疑を行います。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

安全対策の関係で、図面を見ながらちょっと確認しますが、今回、図書館を中央公園の中につくるということで、もともといろんな当初からの意見で防犯とか安全面の不安がずっと出とった。今回、外構の図面を見ますと、街灯設備が17機、それから低いやつが11機ということで、街灯設備を充実させると。これで現在の中央公園の夜の、私から言うと非常に暗い、誰もあの夜には行きたくないというレベルのあれですけど、そういうものが例えば7時、8時ぐらいに利用者が帰るとか、あるいは夜に行くとかいう安全面、安心面、その辺が今と

どれぐらい変わるのか、この街灯設備によってですね。それが1点と。

公園内の防犯カメラについては、本体のほうも外構のほうにも全くついていないというふうに思うんですが、これの検討はされるのでしょうか。いろんな意味で重要な施設になると思うので、防犯上、防犯カメラが必要ではないのかということと、検討はされていないのか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

1点目の安全面ということでございますけれども、工事に関しましては、外壁の柵といいますか、防護の壁を工事区間のところには張りまして、工事現場内の立ち入りはできないというふうにやっていくということでございます。

それから、当然、運動広場につきましては区域外でございますので、その街灯といいますか、そういったものは当然つけませんと夜暗いということでございますので、これまでどおり10時ぐらいまでの街灯といいますか、それは守っていきたいというふうに思っております。

2点目の防犯カメラについてでございますけれども、現在のところ、公園のこれが完成いたしましても、そこに防犯カメラの設置というのは今のところは考えておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

私が質問したのは、工事中のことではなくて、でき上がってからの後の今の公園全体の明るさというんですか、開館中はビルの照明灯がばあっとついとるから全体明るくなると思うんですけど、閉館後、あの公園全体が今より明るくなるのかどうかということの確認です。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

資料の9ページにございますように、議員おっしゃいましたように、街灯設備で3.5メートルのやつを17機、それから足元を照らす分の70センチメートルのやつを11機というふうなことを設置いたしますので、そういった防犯面、それから、現在に比べて相当明るくなるというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

工程について少し質問いたします。

今回の入札、工期を見れば、1つは外構工事の工期は28年1月20日までになっています。それと、もう1つは今回、議案には出ていませんけれども、例えば、植栽工事についても、これは工期が1月20日までなんです。そうすると、これは全員協議会でも工程表についてはもらっておりますけれども、外構工事が終わらないと植栽工事ができない部分も大分あるんです。だから、工程表ではもともとは12月いっぱい外構工事については終わると、そして、その後、植栽工事が1月いっぱいかかって、それと同時並行的に図書館の開館のために準備、備品の購入等、搬入、据えつけなんかもすると。それでぎりぎりですと4月に間に合うというふうな説明だったんです。それからすると、1カ月間ぐらい——入札そのものがおくれたというのがありますけれども、全体的にやっぱりおけているんですね。じゃ、間に合うのかという心配もしますが、この辺の関係と、先ほど言いましたように、いろんな仕事、工事が複合的に絡み合いますので、その調整なんかも大変難しい問題が出てくるかなというふうに思いますけれども、この辺はどのように進めるのか、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これにつきましては、28年4月開館ということで、終わりが決まっておりますので、それに関しましては遵守をしてまいりたいと思っておりますし、今度4社企業が入るわけがございますけれども、その中に工程会議、そういったものは密にとりながら工事期間のおくれがないようなことは順次管理業務も入ってまいりますので、そういったところを含めながら工事の竣工、それに当たっていきいたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第47号議案に対する質疑を終結します。

次に、第47号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

第47号議案を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第47号議案 図書館建設に伴う外構工事（施設・駐車場）
請負契約については可決されました。

日程第6 請願第2号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．請願第2号 町有地普通財産の事業用地の取得に関する請願について、委員会
付託を議題とします。

請願文書表の朗読をさせます。鶴田議会事務局長。

○議会事務局長（鶴田しのぶ君）

平成26年第3回基山町議会臨時会

請願文書表

受 理 番 号 2

受 理 年 月 日 平成26年10月28日

件 名 町有地普通財産の事業用地の取得に関する請願

請 願 の 要 旨 町有地普通財産（大字園部3177－11、2,204平方メートル、雑種
地）の事業用地の取得に関し、いち早く町の回答を促すこと。

請願者の住所及び氏名 基山町大字宮浦1858－5 ワイケープレス代表 鳥飼慶一

基山町大字長野380－6 有限会社鳥飼製作所代表取締役 鳥飼
慶一

紹 介 議 員 氏 名 林 博文 後藤信八 河野保久 木村照夫 牧菌綾子 久保山
義明

付 託 委 員 会 総務文教常任委員会

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、本件についてこれより紹介議員の趣旨説明を求めます。久保山義明議員。

○２番（久保山義明君）（登壇）

皆様お疲れさまです。今議会に提出された請願書について、６名の紹介議員を代表して提案理由を述べさせていただきます。

趣旨、理由につきましては、お手元に配付された請願書に記されているとおりでありますけれども、請願者にお聞きしますと、打診を行ったのが昨年秋、その後、幾度となく回答を促したにもかかわらず先延ばしの回答だったということであります。

その後、４月に事業計画書を提出するよう言われたため、別紙参照資料として添付されました事業計画書を小森町長宛てに提出されております。その資料には、竣工予定は本年12月予定と記されております。しかしながら、その後においても何ら打診や協議がなされないままであったため、議会への請願に至ったわけでございます。

このことは、基山町への信頼を損ないかねない重要な事案として、紹介議員として請願書に署名するとともに、本文にもありますように、いち早く回答を促す上でも付託される常任委員会におかれましては速やかな審査を切に願い、提案理由とさせていただきます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。請願第２号については、閉会中の継続審査に付するため、会議規則第91条第１項の規定により、総務文教常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

以上をもちまして平成26年第３回臨時会を閉会します。

～午前11時４分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 鳥 飼 勝 美

基山町議会議員 林 博 文

基山町議会議員 松 石 信 男